

第5章 計画の推進に向けた取り組み

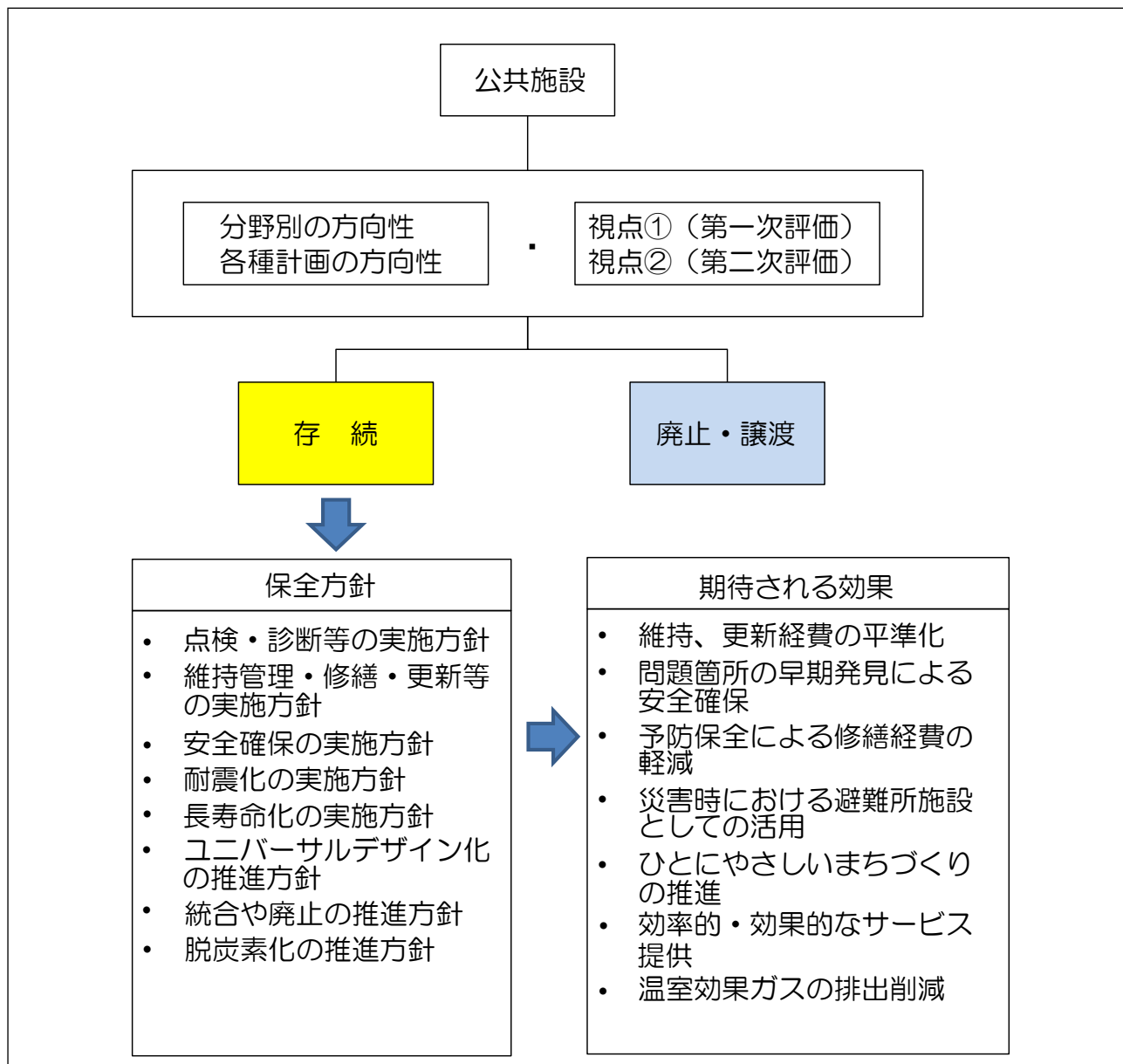
第5章 計画の推進に向けた取り組み

1. 公共施設等の管理に関する方針

本計画第4章に記載のとおり、本市では、公共施設適正化を推進するためのルールを定め、施設評価をしています。このルールに従い「存続」と区分された施設については、保全方針に沿った計画的な保全を実行し、建物の長寿命化や運営コストの最適化に努めます。一方、「存続」に区分されない施設については、廃止・譲渡等の検討を行い、地域関係者等との協議を経たうえで、速やかに適正化を実行します。

なお、「存続」と区分された施設についても、随時、施設内容や運営面を見直しながら単に全ての施設を長寿命化するのではなく、複合化・多機能化を図るとともにライフサイクルコスト(LCC)を考慮した減築等も選択肢とします。

図表 5-1 保全するまでの流れ



※ライフサイクルコスト(LCC)とは、一般的には建物の設計・建設費などの初期投資、施設の運用開始からかかる維持・運用・管理費、改修のための投資や解体処分までの建物の一生に必要な費用をいう。

(1) 点検・診断等の実施方針

従来からの対症療法的な事後保全ではなく、計画的な予防保全の視点から点検・診断等を実施することとします。

なお、今後も存続する公共施設については、劣化の状況を継続的に調査することとし、調査結果はデータベース化・カルテ化し、カルテを組織横断的に管理することで、建物の日常管理や課題の共有化に活用します。

インフラに関しては、各施設の特性に合わせて、予防保全型や事後保全型等の手法を選択しますが、道路構造物の橋りょう・トンネルについては5年に1度の義務点検、その他の道路付属物については計画的に点検を実施し長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を長期間、適切に維持していくうえでは、日常的・定期的な点検結果に基づいた維持管理・修繕・更新を実施していく必要があります。適切な周期で修繕・改修を行うことで、建物やインフラを良好な状態で維持します。

維持管理等については、指定管理者制度の導入や一括管理業務の発注により、コストの削減を図ります。

また、修繕・更新については、施設評価による優先順位の高い施設から予算の範囲内で実施することとします。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検、法令等に基づく定期点検等により、危険性が認められた場合には利用の制限等必要な措置を講じたうえで、応急処置や改修工事を実施します。ただし、利用状況、市民ニーズやコスト状況によっては、施設の休止又は廃止も検討します。

なお、未利用となっている施設についても倒壊等の恐れがある場合は、除去等の検討を行い安全確保に努めます。

道路や橋りょうは、日常的なパトロール等により損傷個所の把握に努めるほか、地震や台風等の自然災害発生時には異常時点検を適時行います。

(4) 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する施設等については、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。本市では、平成20年度に「松江市耐震改修促進計画」を策定していますが、耐震診断の結果を踏まえて、耐震化が十分でないものについては、施設優先順位の高い施設から順次耐震化工事を実施します。

インフラに関しては、地方版総合戦略における「安全・安心なまちづくり」の視点で耐震化の取組みを進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も存続する公共施設については、個別施設計画を策定し、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めることで、平均的な耐用年数以上に施設を利用できるよう、長寿命化の取組みを推進します。なお、これらの公共施設についても、減築、低未利用部分の有効活用、施設稼働率の向上および運営費用の削減に向けた取組み等、効率的・効果的な施設運営に努めることで、財政負担の削減に努めます。

インフラに関しては、重要度に応じて予防的な修繕を計画的に実施し、健全度等を回復させることにより長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の長寿命化や大規模改修または新增築等をする際には、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の理念に基づき、障がいのある人や高齢者などすべての市民や、本市を訪れる観光客等が安全かつ安心して利用できるよう、バリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザイン化の取り組みを推進します。

具体的には、各施設における段差の解消（バリアフリー化された経路の充実）、トイレ環境の整備、案内表示の工夫など、利用者の視点にたった快適な利用に必要な措置を講じます。

(7) 統合や廃止の推進方針

効率的・効果的なサービス提供の観点から、重複機能を見直し、多機能化・複合化等による施設の統廃合を推進します。併せて、旧市町村の枠組みを超えたエリアを視野に入れ、市域全体、中海・宍道湖・大山圏域での広域利用も検討し施設の再編を推進します。

なお、利用状況や市民ニーズ、運営コストの状況により、今後維持していくことが難しいと判断された施設については、施設の廃止等の検討を行います。

(8) 脱炭素化の推進方針

公共施設の長寿命化や大規模改修または新增築等をする際には、「松江市環境基本計画」の基本理念に基づき、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減に向けた太陽光発電の導入、建築物のZEB化、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等、脱炭素化の取り組みを推進します。

2. 計画の推進に向けた取り組み

(1) 全庁的な推進体制の構築

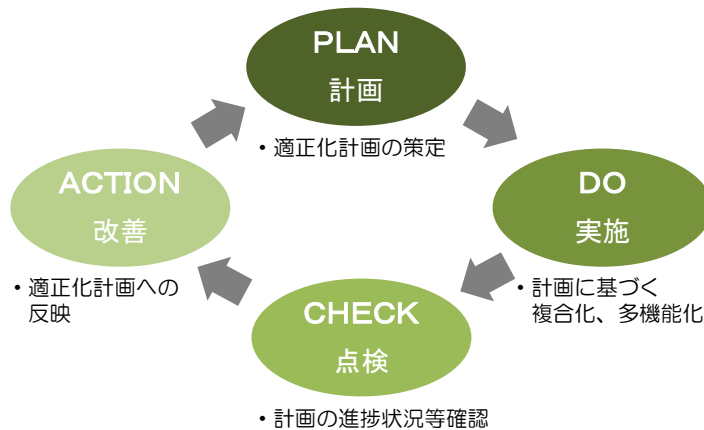
本市が保有する土地・建物について「行政財産」「普通財産」の別によらず、全てを経営資産として捉えつつ、公共施設としての提供から未利用財産の処分まで、常に、保有資産の有効活用を図り、PDCA サイクルに基づき資産マネジメントを推進します。

よって、公共施設の更新（大規模改修、建替え）を行う場合には、各部署が単独で計画を推進するのではなく、公共施設適正化計画を所掌する資産経営課が中心となり、原則として全ての施設計画に係る事前協議を行うこととします。さらに、事務系職員、技術系職員、それぞれの視点から、公共施設の現状を把握して、常に有効活用がなされる方向での提案を促します。

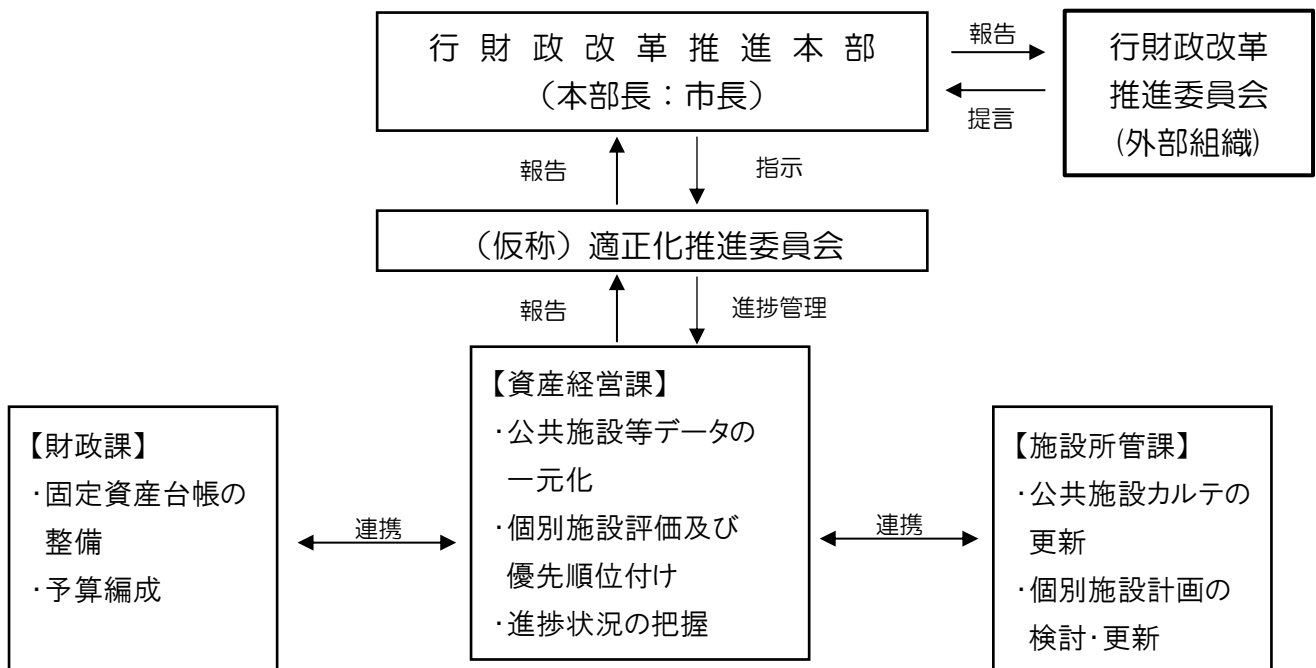
これらの取り組みを通じ、各施設の所管課を中心に施設更新・管理等を実施する縦割り型の取組体制から、所管課の枠を超えた全体的な判断を行う一元的・横断的な取り組み体制への移行を進めます。

なお、公共施設適正化の取り組みの進捗管理については、有識者・各種団体の代表や市民で構成された外部組織からの提言をもとに実施することとします。

図表 5-2 PDCA サイクル



図表 5-3 公共施設マネジメントの推進体制（イメージ）



(2) 情報の共有化

公共施設等を適正化するにあたっては、コスト情報、躯体状況、利用状況等を把握・分析する必要があります。そのため、施設所管課との連携のもと、更新されたデータを資産経営課で一元的に管理し、それらのデータを庁内で共有するとともに、資産経営課が全体の施設データと個別施設の状況等を踏まえたうえで施設所管課との協議により、個別施設計画の検討を行います。

(3) PPP/PFI の活用

本市では、すでに指定管理者制度の導入や民間譲渡等、民間活力の導入に向けた取り組みを推進しています。今後は、さらに民間事業者の資金やノウハウを活用して施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的・効果的に行う手法を積極的に検討することにより、財政負担の軽減と行政サービスの向上に努めます。

- ※ PPP(Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、行政主体による公共サービスを、行政と多様な構成主体との連携により提供していく新たな考え方。民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化、地域協働、産学公連携等を含めた公民連携手法の総称。
- ※ PFI(Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法。

(4) 広域利用の推進

市民の日常における生活圏は、交通手段や情報通信技術の発展により、単一自治体の行政区域から複数の行政区域への広がりをみせています。各自治体が厳しい財政事情を抱える中、今後は行政運営においても、近隣自治体と連携して取り組むことで、各自治体にとってもより効率的・効果的に各種施策を推進できると考えられます。

本市では、効率的な市民サービスを実現するため、本市が属している「中海・宍道湖・大山圏域市長会」構成自治体との連携による公共施設の相互利用・共同運用について検討します。

また、国や県が管理する公共施設との連携も視野に入れながら、効率的・効果的な施設の適正化に努めます。

(5) 市民との情報共有

本計画を推進するためには、市民と行政が現状や課題を共有し、公共施設等の適正化の必要性を理解したうえで進める必要があります。そのためには、取り組みを市報・ホームページ等へ掲載するとともに、出前講座や地元説明による積極的な情報提供を行い、市民との情報共有を図りながら最終的な市の方向性を判断します。

(6) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

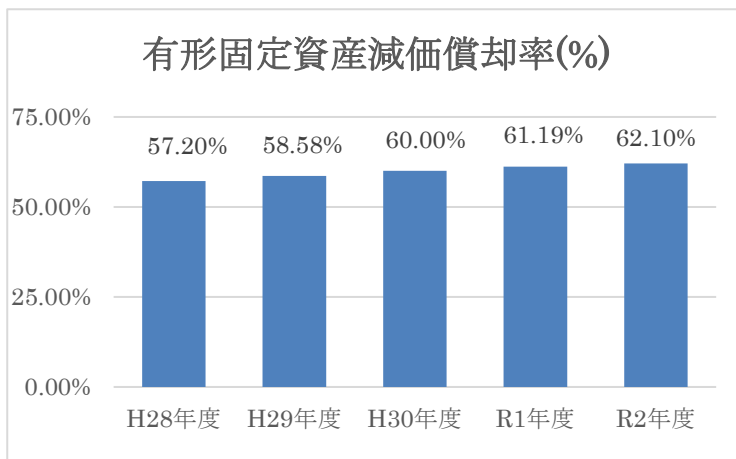
固定資産台帳、財務書類及び公共施設カルテから得られる情報を施設マネジメントに活用します。有形固定資産減価償却率により施設類型別の老朽化度を把握することで、公共施設の効率的かつ効果的な老朽化対策等を検討し、本計画の推進を図ります。

<有形固定資産減価償却率の推移>

本市においては令和2年度末時点で62.10%となっています。前年度と比較すると0.91%上昇し、老朽化が進んでいることを表しています。

5年間の推移を見ても年々増加しています。将来に向けて公共施設の長寿命化、複合化、廃止等を着実に進め、引き続き施設保有量の適正化に取り組む必要があります。

図表 5-4 有形固定資産減価償却率の推移



※ 有形固定資産減価償却率は、土地や建設仮勘定等の非償却資産以外の有形固定資産を一定の耐用年数によって減価償却した場合、年度末における資産がどれだけ老朽化したか表す指標です。100%に近いほど老朽化が進んでいることを表します。

(出典 H30、R1、R2 年度決算財務書類)